

平成 2 8 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

( 6 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 8 年 6 月 1 0 日 ( 金 ) 1 3 時 3 0 分 ~  
津山市役所 2 F 2 0 2 会 議 室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 ( 3 2 名 )

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	6 . 本 山 寛 文
7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修	10 . 植 本 幸 男
11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文	14 . 坂 本 道 治
15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝	19 . 勝 山 修
20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎	26 . 川 崎 久 夫
27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘	29 . 石 本 恵 二	30 . 南 都 芳 明
31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正	33 . 尾 島 宏 明	34 . 山 下 英 男
35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎	37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子

欠 席 委 員 ( 2 名 )

4 . 平 田 行 男 25 . 太 田 裕 恭

事 務 局 ( 1 0 名 )

坂 手 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
元 清 水 主 任	杉 井 主 事	三 宅 主 任	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		

## 議 事

- 議案第 18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 19号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 20号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 21号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 22号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 23号 非農地証明願承認について
- 議案第 24号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第 25号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 6号 農地転用届出書の受理について
- 報告第 7号 農地改良届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別紙のとおり

( 13 : 30 ~ )

事務局 長

定刻となりましたので、只今から、平成28年6月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員34名中31名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。

なお、4番平田委員、25番太田委員から欠席の連絡を頂いております。

また、二宮参与は、6月定例会市議会対応のため欠席させていただいております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長をお願い致します。

日笠 会長

皆さんご苦労様でございます。梅雨中の休みで、晴れ間で忙しいですけど、皆さんその時に出てもらってありがとうございます。

それでは、今日の審議が速やかに行くようによろしくお祈りします。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもろうてよろしいか。

\*

はい。

日笠 会長

19番勝山委員さん、22番福山委員さん宜しくお願いします。

\*

はい。

\*

《 坂本委員、遅参 》

日笠 会長

よろしくお祈りします。それでは、議案に入らせて頂きます。

議案第18号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。ここの津1-7に私の女房の名前がありますので、それ以外を先に審議して、その後私が退室しますので、津1-7を審議して下さい。それでは、事務局説明願います。

事務局 ( 津山 )

はい、失礼します。それでは、議案第18号の説明を致します。今回、津山地区から7件、加茂地区から4件、勝北地区から2件、久米地区から3件の計16件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津1-1についてですが、枚方市の女性から、総社の61歳会社役員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-2についてですが、志戸部の72歳男性から、同じく志戸部の農業を営む86歳女性への、交換による所有権移転です。交換する農地については、議案第20号津1-3で転用申請が出されております。下限面積が30アールに足りておりませんが、譲受人が所有する農地以外に申請地に隣接する農地は無く、下限面積の例外許可規定である「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地」に該当し、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-3から1-5についてですが、譲受人が中原に居住する同一の農家世帯の為一括して説明させていただきます。譲渡人は大津市の50歳の男性で、贈与による所有権移転です。譲受人は順に、30歳会社員男性、58歳農業を営む女性、58歳会社員男性です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1 - 6についてですが、神戸の55歳男性から、下田邑の農業を営む83歳男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津1 - 7を除き、津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2 - 1及び加2 - 2ですが、譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。加2 - 1は岡山市の92歳の女性から、加2 - 2は岡山市の女性ほか1名の共有者から、加茂町物見の38歳、自営業の男性への増反による所有権移転でございます。新規就農であり、営農計画書と誓約書の提出を受けております。また、下限面積につきましては、2 - 1と2 - 2を合計しますと、3反を超えることとなります。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、加2 - 3及び加2 - 4ですが、譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。加2 - 3は加茂町青柳の95歳の男性から、加2 - 4は加茂町青柳の94歳の女性から、加茂町青柳の69歳、農業の男性への親子間贈与でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりでございます。加茂地区からの説明は以上でございます。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

それでは勝北地区の説明をします。

勝4 - 1についてですが、西中の43歳男性から、西中の78歳農業を営む女性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4 - 2についてですが、日本原の61歳男性から、新野東の67歳左官業を営む男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5 - 1は八社の73歳男性から、同じく八社の63歳会社員男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、久5 - 2、及び5 - 3について交換によるものですので、一括して説明させていただきます。申請者は坪井上の農業を営む75歳男性と、同じく坪井上の農業を営む61歳男性で、交換による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。久米地区分の説明は以上でございます。

日 笠 会 長  
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。

それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

1区の大山です。津1 - 1は事務局から説明があったとおり、問題ないと思いま

ます。また、津1 - 2も事務局の説明の通りで、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。  
本山委員 6番本山です。津1 - 3、1 - 4、1 - 5についてご説明させていただきます。事務局の方から説明があったとおり、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。5区の方。  
池田委員 32番池田です。津1 - 6ですけど、これは事務局の言うた通り、本気でやられようりますんで、何のあれもありません。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。6区の方。  
只友委員 12番只友です。加2 - 1、2 - 2については先程説明がありました通りの内容で、現地調査も行いましたが、問題ないと思います。加2 - 1の受人の[ ]は千葉の久里浜の方から移住して来られて、農業をやりたいということです。問題はありませんでした。それと加2 - 3から、2 - 4ですが、親子同士の話でありますので、特にお父さんお母さんが高齢で部屋から出られない状態になっています。問題ありませんので、宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。  
内田委員 27番内田です。勝4 - 1について、説明させていただきます。この方は何も問題ないと思うので、宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。  
尾島委員 33番尾島です。勝4 - 2ですが、先月に続いての申請ですが、[ ]、きちっと管理されていますので、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。  
河本委員 久5 - 1について説明します。この方は本気で農業されていますので、問題ないと思います。

久5 - 2と久5 - 3は交換によるもので、本家、分家の関係でもあり、特に問題ないものと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第18号の津1 - 7以外に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。  
\* ありません。

日笠会長 ありませんか。

\* はい。

日笠会長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

\* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。ここまでを承認ということで。それでは私は退席します。

\* 《 日笠会長、退席 》

木下会長代理 それでは会長が議案に関係あるということで、出られましたので、私がさせていただきます。

津1 - 7について事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、3ページ下段議案第18号津1 - 7について説明を致します。この件は、種の78歳女性から、同じく種の農業を営む71歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。議案第18号の説明は以上です。

木下会長代理 はい、ありがとうございました。地元委員さんの説明をお願いします。

福田委員 はい、一切問題ないと思います。

木下会長代理 *	何かこの件である方。 ありません。
木下会長代理 *	ありませんか。 はい。
木下会長代理 *	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
木下会長代理 *	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 《 日笠会長、入室 》
日笠会長	議案第19号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。議案第19号の説明を致します。今回、津山地区から3件、加茂地区から1件、久米地区から1件の計5件です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 津1-1番・山北の畑、161㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場と道路です。 転用事業者は、山北の会社役員の男性です。申請地の北側に、申請人が経営する会社の一戸建ての貸家(かしや)が6棟ありますが、1台ずつしか駐車するスペースがないため、2台所有している人のために、駐車場として貸し出すことを考え転用するものです。転用にあたり、農地との境界部分については、ブロック塀を設置し、道路部分の雨水については、排水施設を設置し、既存水路に接続、駐車場部分については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、駐車場部分が事前施工されていた為、地元農業委員の指導により、顛末書を添付しての申請となっています。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、津1-2番・下横野の畑、1,347㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、下横野にお住まいの会社員の男性です。相続により多数の農地を取得し、出来る限り耕作するよう考えたところ、採算上、継続的に収益が見込める事業が必要と考え、太陽光発電施設を設置するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存畦畔の利用とコンクリートブロックを設置し、雨水排水については、敷砕石及び浸透柵により自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には、未所属です。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、津1-3番・大篠の田、3,908㎡の件についてです。農地区分は、農用区域内にある農地のため、農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、露天農業用資材置場です。転用事業者は、大篠にお住まいの農業を営む男性です。乳牛など50頭程度飼育しており、牛のエサ及び農機具等の露天資材置場としてため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存畦畔を利用し、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。高津用水土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、事前施工されていた為、地元農業委員の指導により、顛末書を添付しての申請となっています。農用区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

件につきましては、現地調査を行っております。津山地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。加2 - 1、加茂町百々の田、5,837.32㎡の件についてです。農地区分については、対象土地が7筆あり、その中の2筆が農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断し、あとの5筆は農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しております。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力312kW太陽光発電施設1施設です。なお、第1種農地には、発電施設を設けるのではなく、法面として使用します。転用事業者は、加茂町百々にお住いの農業を営む男性です。自身も高齢になり、後継者もなく、老後のことを考えて、今回太陽光発電施設として造成するため転用するものです。転用に当たり、周囲は法面工を施し、雨水については敷地内に排水施設及び沈殿枡を設け、既設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。百々水利組合から、排水承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するもの」に該当しております。他の土地の検討ですが、分散してパネルを設置するのであれば、申請地以外に土地を所有しておりますが、設置後の管理等から、一か所での設置を考えたところ、申請地以外にないとのこと。また、この件につきましては、現地調査を行っております。加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5 - 1、里公文の田、545㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は植林で、桧40本の植樹となっております。転用事業者は、里公文にお住まいの農業を営む男性です。申請地は山間地で日照も悪く、耕作には不適地なため、水稻の作付けをやめ、桧を植林し管理するものです。事前施工が見受けられたため、地元農業委員の指導により顛末書を添付しての申請となっております。転用に当たり、隣接地の境界より2m以上離して植林し、雨水排水は既存畦畔で溜めて自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。里公文町内会から差し支えない旨の意見書の提出と、苗木の販売証明書の添付を受けております。立地を考え、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第19号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

目 瀬 委 員

3番、目瀬です。6月8日に本山委員、溝口委員、事務局2名の5名で現地に行ってきました。事務局から説明がありましたけれども、ここは農振地の用途変更済地でございます。牛舎の南隣の土地でございます。大変面積的にも広いですが、牛もたくさんおるといことで、また、乾燥のための場所が必要ということで、現在は草が生えたりもしていますが、きれいに整理をしてすると、本人に会って聞いております。どうぞ宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
山 下 委 員

はい、ありがとうございました。加茂の現地調査をお願いします。

34番山下です。8日に只友委員、南都委員、事務局と4名で行ってまいりました。先程、事務局の説明のとおり、後継者もなく、周囲への悪影響もなく、荒れてしまうよりは致し方ないのかなと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。久米の現地調査を。

河 本 委 員	37番河本です。8日に光成委員、太田委員と私と事務局の4名で現地に行きました。先程、事務局の説明したとおりですが、状況は三方が山林に囲まれており、条件の悪い所です。致し方ないと思います。宜しくお願いします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第19号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。 多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第20号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。議案書の説明の前に、3ヶ所訂正をお願いします。5ページ津1-3、資金計画の欄、借入金が2,110万円となっていますが、自己資金2,110万円に訂正をお願いします。6ページ津1-4、草加部の京原667とありますが、草加部の大神塚667に訂正を、譲渡人の代表理事組合長とありますが、代表理事のみで組合長は削除してください。次の段津1-5、譲受人の職業を会社員から公務員に訂正をお願いします。繰り返します。5ページ津1-3、借入金を自己資金2,110万円に訂正を、6ページ津1-4、草加部の京原667を草加部の大神塚667に訂正を、譲渡人を代表理事に、津1-5、譲受人の職業を会社員から公務員に訂正をお願いします。 改めまして、議案第20号の説明を致します。今回、津山地区から6件、加茂地区から1件、久米地区から2件の計9件です。議案書のページは、5ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 津1-1番・川崎の田、1,085㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。 転用事業者は、川崎にお住いの会社役員の男性です。自身が経営する会社で資材置場を借りておりますが、多業種でもあり、資材置場が不足していることから、申請地を貸露天資材置場として造成し、会社に貸すため、転用するものです。なお、現在借りている資材置場については、農地に復元することです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、津1-2番・小田中の畑、1,716㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設2施設です。転用事業者は、椿高下にお住いの農業を営む男性です。老後の事を考えて、父親所有の農地を譲り受け、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、土地の傾斜を生かし北東側に水路を設け、隣接する既設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。笠松町内会から、排水承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、津1-3番・志戸部の田、2,718㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は分譲宅地8区画



分です。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、志戸部に本店を置く、資本金の額500万円の有限会社で、主な業務は宅地建物取引業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部水利組合から、排水承諾書の提出と、転用事業者の宅建業の免許書の写しの提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、平成23年2月審議、3月7日許可の、勝部の建売住宅5棟の件について、現在1棟建てる事が出来ておりません。事業するための資金については確保している証明にと約3,300万円の残高の通帳の写しの提出を受けております。

坂本委員 会長。「農地に戻すとのことです。」と言うんじゃけど、戻しても戻さんでもええわけか。

日笠会長 どこ？

坂本委員 どっか今ようたなあ、知らんけど。農地に戻すと。

事務局（津山） 津1-1です。農地に戻すという約束をいただいています。

坂本委員 どういうような？

日笠会長 口頭じゃろ。

事務局（津山） 口頭です。

坂本委員 結局、後の追及はしてないわけじゃろ。

日笠会長 ほん、する言うたら、する言うたのを信用するけんな。

坂本委員 信用はしたげりゃあえんじゃけど、むこうが守らんのじゃ。

木下会長代理 地元の委員が責任持ってやるしかない。

坂本委員 口頭はええんで。でも、口頭で約束してせなんだら、どうするん。

日笠会長 そりゃあできなんだら、地元の委員が指導してちゃんとせにゃあいけん。

坂本委員 誰かなあ、地元委員は。

木下会長代理 はい。

坂本委員 代理か。

木下会長代理 やります。

坂本委員 やります言うて、あんたの所か。

木下会長代理 いやいや、区域がな。

坂本委員 ここばあでないんじゃ、どこでもします、やります言うて、大体しとらんのじゃ。転用済んだら、ほとんどしとらん。

日笠会長 大体、します言うたら、ほとんどしてもらったと思うんじゃけどの。

坂本委員 会長、今度から大体やりますって書いてもらわにゃあ。

日笠会長 大体というか地元委員にその都度ええようにしてもらうように、指導してもらいます。

坂本委員 この間うちらの方であったのが、2年間、3年間きちっとします言うて、一筆と判を書いたのがあるんじゃ。別にいけんいうわけじゃないけど、大体やるんなら、大体やります言うてもらわにゃあ。多分絶対できとらん。

日笠会長 絶対いうのはあれじゃけど、申請人を信用しとりますけんな。

坂本委員 会長ちょっと意見を言うてみて。

日笠会長 はい、じゃあそのように気を付けます。

坂本委員 気を付けるじゃなしに。

日笠会長 今言うとかけど、こういうことがあったら、地元の委員がしゃっとするように指導してやって下さい。お願いします。

木下会長代理 それで津1-3で1棟残っているのを木下代理から。  
津1-3についてはさっき事務局からもあったんですが、これは私が責任を持って確認を取ります。

坂本委員 大体なあ、土地の売り買いをする時には、変えると同時にお金は付いとるはずなんじゃ。お金も付かんのにから、地目の変更するのはありえんわ。大体合わせてお金を出すのが普通なんじゃ。会長と代理と話おうて答えをしちゃあおえんで。

日笠会長 話合ようりやせん。今、木下委員が言われようように、大体話をしとるんじゃけど、金の関係があるけん、1棟遅れとるようですが、皆さん承認していただけますか。

\* はい。

日笠会長 議案第20号の津1-1から1-3を承認いただけますか。

\* はい。

日笠会長 賛成の方は挙手をお願いします。

\* 《 多数、挙手 》

日笠会長 賛成多数ということで。それから次は津1-4ですけど、農協の関係があるので、農協の理事さんは退席をお願いします。

\* 《 木下会長代理、坂本委員退席 》

日笠会長 はい、ほんなら事務局お願いします。

事務局(津山) 続きまして、津1-4番・草加部の田、3,011㎡の件についてです。  
農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、農業資材の店舗と広告塔で、建蔽率は29%です。次の議案第21号津1-7番・草加部の田、1,616㎡のうち294.96㎡の件と一体事業であり、関連議案としております。転用事業者は、全国農業協同組合連合会です。申請地は交通量が非常に多い広域農道に面しており、農園芸資材の販売店舗を運営するために最適な立地条件と敷地規模を備えているため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、L型擁壁、建築用ブロック擁壁等を設置し、駐車場面はアスファルト舗装、広告塔面は張芝をし、雨水排水については、フリーユームを設置し、溜桝を経て、既存排水路に流し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。近平用土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、自己資金が3,000万円を超えることから残高証明書の添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

日笠会長 ありがとうございます。それでは現地調査をお願いします。

本山委員 6番本山です。6月8日に目瀬委員さん、溝口委員さん、私、事務局2名の計5名で現地を確認致しました。この土地は広域農道沿いにありまして、現在クズマカズラが生い茂っておりまして、大変見苦しい土地です。JAつやまから全農へ移転しまして、全農が店舗と広告塔を設置する申請です。土地の有効利用、それに近隣の農家等も買い物等の利便性も上がるんかと思いますし、景観等も随分良くなるのではと思いました。特に問題ないと思います。

日笠会長 津1-4に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\* ありません。

日笠会長 ありませんか。

\* はい。

日笠会長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

\*  
日 笠 会 長

多数、挙手

はい、賛成多数という事でありがとうございます。  
ほんなら、入ってもらって。

\*  
日 笠 会 長  
事 務 局 ( 津 山 )

《 木下会長代理、坂本委員入室 》

それでは、次を事務局説明願います。

続きまして、津1 - 5番・押入の田、633㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高6m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、小田中にお住いの公務員の男性です。現在、職員宿舎で生活しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となったので、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、排水施設を設け、既存水路に流し、生活排水については、公共下水に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。

第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1 - 6番・高野山西の田、1,408㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は分譲宅地6区画分です。後の議案第22号津1 - 11番・高野山西の田、101㎡の件と一体事業であり、関連議案としております。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、吹屋町に本店を置く、資本金の額300万円の有限会社で主な業務は宅地建物取引業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁、法面工を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、転用事業者の宅建業の免許書の写しの提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2 - 1番、加茂町青柳の畑、465㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て、全高6m程度の居宅1棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は、加茂町青柳にお住いの農業の男性です。高齢の両親と現在の居宅に同居しており、今回、両親のためにバリアフリーの居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分には既存の石積みを活用し、雨水については、水路を設置し、既存の沈殿柵及び排水路に接続し、生活排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては現地調査を行っております。加茂地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。久米地区の説明の前に議案書の訂正をお願いします。久5 - 1、中北下の案件ですが、施設の概要が、居宅となっていますが、下に露天駐車場と書き込みをお願いします。また、建蔽率が27%となっていますが、22%に訂正をお願いします。繰り返します。施設の概要を居宅と露天駐車場に、建蔽率を22%に訂正をお願いします。

改めまして、久米地区の説明を致します。

久5 - 1、中北下の田 495㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7m程度の居宅1棟と露天駐車場で、建ぺい率は22%です。転用事業者は、勝央町にお住まいの会社員の男性です。現在、アパートに居住しており、子どもの成長に伴い手狭となってきた事から、父所有の当申請地を譲り受け、居宅を建築するために転用するものです。転用に当たり、境界部分についてはコンクリート擁壁及び法面工により対処し、雨水については敷地内に排水施設を設け、隣接する排水路へ接続、生活雑排水については合併処理槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。境井北水利組合から、排水承諾書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、久5 - 2、八社の畑 83㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張で、建ぺい率は24%です。転用事業者は、隣接地にお住まいの会社員の女性です。現在のお住いの自宅南側部分を、訪問者・来客者等の駐車スペースに利用するため拡張し、宅地として転用するものです。転用に当たり、境界部分については水路及びコンクリート擁壁を設置し、雨水については敷地内周水路にて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状である事を確認しています。八社町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第20号の説明は以上でございます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

只友委員

12番只友です。加2 - 1ですが、3条の申請と同一の方です。点検も5月26日、29日、30日と致しました。問題ないと思います。宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

光成委員

13番光成です。久5 - 1、事務局説明のとおり、問題ないと判断しましたので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

松岡委員

8番松岡です。久5 - 2について、説明します。この方は親子間の方で、別に問題ないと思います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。議案第20号の津1 - 5から終わりまでの事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

\*

はい。

日笠会長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*

多数、挙手

日笠会長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第21号農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第21号の説明を致します。今回、津山地区から2件のみです。

議案書のページは、7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-7番・草加部の田、1,616㎡のうち294.96㎡の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地であるため、農用地と判断しております。転用目的は通路として使用するための一時転用で、期間は平成28年7月15日から平成28年10月31日までとなっています。これは先程ご審議頂きました議案第20号津1-4番・草加部の田、3,011㎡の件と一体事業であり、転用事業者は全国農業協同組合連合会です。隣接地の販売店舗造成工事に伴い、L型擁壁設置作業のため工事用通路が必要となるため、申請地を借り受け一時転用するものです。転用にあたり、境界部分については、水路及び法面工を施し、雨水については、工事期間中の仮設水路を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。近平用水土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-8番・二宮の畑、2,466㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天資材置場です。転用事業者は、二宮に本店を置く、資本金の額1,000万円の株式会社で、主な業務は有価物の回収、再利用等リサイクル業です。有価物を回収し、資源の再利用を図っておりますが、その製品を置く場所が手狭となってきたことから、申請地を借り受け、露天資材置場として利用するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存法面を利用し、一部に万能鋼板を設け、雨水については、製品周辺に土嚢を積み、万能鋼板を設ける事により、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属で、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。議案第21号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第21号に対して事務局の説明がりましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

\*

はい。

日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

\*

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第22号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第22号の説明を致します。今回、津山地区から3件のみです。議案書のページは、8ページです。

それでは、議案書をもとに説明します。

津1-9番・野介代の田、499㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高9m程度の居宅1棟及び、全高2m程度の車庫1棟及び水路で、建蔽率は23%です。転用事業者は、平福にお住いの理学療法士の男性です。現在借家で生活していますが、子どもの成長に伴い、手狭となり、祖父所有の申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面工を施し、雨水については、敷地内に勾配を設け自然浸透させるとともに、

既存水路にも流し、生活排水については、合併浄化槽を設置し水路を新設するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。また、残地の田に用水を引き込むためのヒューム管を埋設をし営農を確保する計画となっています。野介代土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津 1 - 1 0 番・山北の畑、906㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第 3 種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.7kW程度の太陽光発電施設 1 施設です。転用事業者は、二階町に本店を置く、資本金の額300万円の有限会社で、主な業務は婦人服の仕立て販売及び、自然エネルギー等による発電事業です。事業拡大により、代表者個人所有の申請地を借り受け、太陽光発電施設として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁と、既存ブロック塀により対処し、全面に防草シートを敷き、雨水については、既存の水路を通じて、既存側溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第 3 種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津 1 - 1 1 番・高野山西の田、101㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第 3 種と判断しています。転用目的は道路です。これは先程ご審議頂きました議案第 2 0 号津 1 - 6 番・高野山西の田、1,408㎡の件と一体事業であり、転用事業者は同一ですので、省略させていただきます。分譲地に入る道路を造成するため、申請地を借り受け、転用するものです。なお、貸渡人の農地への進入路も兼ねているため、使用貸借としておりますが、転用後、市が寄付を受けるようであれば、市道として寄付をすることです。転用にあたり、境界部分については、法面工により対処し、雨水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第 3 種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。議案第 2 2 号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。今議案第 2 2 号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\* ありません。

日 笠 会 長 ありませんか。

\* はい。

日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\* 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第 2 3 号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。

\* 写真回覧、休憩

日 笠 会 長 写真を見てもろうたんで、再開させていただきます。

筆頭者の方、説明をお願いします。

大 山 委 員 1 区の大山です。皆さん記憶にあるかと思いますが、昔雅城閣というのがありまして、この近所に松尾さんが色々と借家を建てた際に、畑、田にそのまま建てしまったということですので、昭和 4 0 年頃ですから、4 0 年以上昔ですし、致し方ないと思います。

日 神	笠 田	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>35番神田です。場所は高野の雇用促進住宅の裏の方になりまして、ここはもう山で、備考に書いてあるとおり、入りづらい所でございます。面積的には大きいんですけど、名古屋の方から何べんも通う訳にもいかないの、一括して上程することになりました。宜しくお願いします。</p>
日 福	笠 山	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>22番福山です。津1-3です。これはもう家を建てて、致し方ないと思いますので、宜しくお願いします。</p>
日 鈴	笠 木	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>23番鈴木です。これはちょっと多いですけど、津1-4から、津1-7までは綾部西という所が法人化をしようということで、組合員の所はきれいにせにゃあいけんということで、全部確認をしています。内容は備考欄に書いてあるとおりです。法人化に伴うものですので、ご審議宜しくお願いします。</p>
日 福	笠 田	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>15番福田です。津1-8です。これは国道53号線沿いにあるんですが、平成8年頃に家を建ててしまい、そのままにしまったということです。</p> <p>津1-9は道路ができて市街地になりまして、牛を飼っていたんですが、環境の問題でよそへ出て行ったと、それで管理をできなくなって、近隣の人に駐車場として使ってもらっていたということで、元に戻すこともできないと思いますので、宜しくお願いします。</p>
日 長	笠 森	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>16番長森です。津1-10の大篠の件です。これは備考欄に書いてあるとおりで、宅地のすぐ前の所で、水便利の悪いところで最初は農業用のトラクターを駐車しとったと、それでだんだん車も駐車して今に至るということで、致し方ないと思います。宜しくお願いします。</p>
日 寺	笠 元	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>36番寺元です。内容については右の備考欄に書いてあるとおりなんで、止むを得ないと思います。</p>
日 尾	笠 島	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>33番尾島です。場所は市役所勝北支所の真北、500m位の所でございます。備考欄に書いてあるとおりですので、宜しくお願いします。</p>
日 川	笠 崎	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>川崎です。備考欄にあるとおり、55年ごろに農地法を知らずに自宅を建ててしまったものです。宜しくお願いします。</p>
日 光	笠 成	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>13番光成です。久5-1、備考欄のとおり、致し方ないと思います。宜しくお願いします。</p>
日 松	笠 岡	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>8番松岡です。久5-2ですが、場所は国道429号線沿いに秀実小学校があります。そこから南に3km程行った所です。備考欄に書いてあるとおり、平成10年頃農道が狭く、機械の出入りも難しく、イノシシも出るようになり、その時に桜を植えてしまったということです。宜しくお願いします。</p> <p>久5-3については、秀実小学校から南へ1km程行った所です。先程の方の家族の方ですけど、備考欄にあるとおり、隣接する居宅のトイレを水洗にする際に浄化槽を設置しまったということで、致し方ないと思います。ご審議の程、宜しくお願いします。</p>

日笠会 植本委 長	委員	はい、ありがとうございました。 10番植本です。久5-4について説明します。備考欄にあるとおり、昭和50年頃に農機具庫を建ててしまったということです。
光成委 員		13番光成です。補足で久5-2なんですけど、これ署名委員が2人行かれています。500㎡を越えているので、私も現地確認致しました。備考欄のとおりですので、宜しくお願いします。
日笠会 長		はい、ありがとうございました。今議案第23号に対して、筆頭者の方及び、現地調査の説明がありました。これに対して何かありますか。
	*	ありません。
日笠会 長		ありませんか。
	*	はい。
日笠会 長		はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
	*	多数、挙手
日笠会 長		はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第24号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
鈴木委 員		23番鈴木です。津1-1、備考欄に書いてあるとおり、山林化というかもう元には戻らない状態で、仕方ないと思います。 津1-2は農地パトロールで現地に行ったときは赤色で、本人は復旧したいなと思って、色々してみたんですけど、何分坂道で上土が流れてしまい、しかも下に突鉾が出てきてしまった。それで放っておいたら草が生えてきたということで、これはもう致し方ないと思います。宜しくお願いします。 それから津1-3から津1-8まではさっき言った綾部西の法人化に伴う農家の見回りと言いますか、点検です。備考欄のとおりなので、審議の程、宜しくお願いします。
日笠会 福山委 長	委員	はい、ありがとうございました。 22番福山です。津1-9ですが、ここは周りも原野化しておりまして、どうにもならんような所なんで、宜しくお願いします。
日笠会 福田委 長	委員	はい、ありがとうございました。 15番福田です。津1-10、皿です。これは佐良山運送から上がっていくと、皿と種のちょうど境界です。この土地に入るには人の土地を入れて行かなければならず、前は人海戦術で作っていたようですが、今になっては機械が入らない、人の土地を通らなければ、入れないということで、40年、50年そのままになっているということです。宜しくお願いします。
日笠会 井家上委 長	委員	はい、ありがとうございました。 津1-11です。20番井家上です。ここは3代ほど前の方が山を拓きまして、団地でやられまして、少しずつ畑にされていたんですけど、周りの方が先に撤退されまして、元の山に返しております。この方の後継者の方も県南の方へ移ってこちらの方には帰らないということで、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> がおられる間に山林しておきたいということです。本山さんと見に行かせていただきました。以上です。
日笠会 長森委 員	委員	はい、ありがとうございました。 16番長森でございます。場所は大篠神社の西側に畑地がありますのが山林化しております。備考欄のとおりですので、宜しくお願いします。 続いて、津1-13ですが、同じ様な場所で、大篠から岩倉谷に抜ける谷があるんですけど、山の中です。大きな杉が生えとったりして、どうにもならんという所です。宜しくお願いします。



日笠会 勝山委	長 員	はい、ありがとうございました。 19番勝山です。津1-14について説明します。場所は山方と上横野の境で、津山でも1番辺鄙な所です。上野という所でございますが、もう昭和35年頃から皆下りてきまして、山になり、耕作はもう絶対できないと思いますので、私も現地を見ましたけども、もう大きな木が生えて、もうどうにもならんという状況ですので、耕作は絶対できないと思いますので、宜しくお願いします。
日笠会 山下委	長 員	はい、ありがとうございました。 加2-1です。備考欄に書いてあるとおり、周辺も原野化したりこうしてもうどうにもならん所ですので、宜しくお願いします。
日笠会 寺元委	長 員	はい、ありがとうございました。 加2-2と加2-3の説明をします。加2-2については、農地パトロールで判明した所で、家の裏山です。 加2-3については、先程の議案19号の一端です。詳細は備考欄のとおりです。
日笠会 *	長	はい、ありがとうございました。今議案第24号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。 ありません。
日笠会 *	長	ありませんか。 はい。
日笠会 *	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。 多数、挙手
日笠会 事務局（津山）	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。議案第25号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。 はい、失礼します。それでは、議案第25号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。今回の利用権設定は、17ページの表にありますように、田44,796㎡、畑7,156㎡、計51,952㎡です。筆ごとの権利の内訳は、18ページから19ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区6件、加茂地区1件、阿波地区0件、勝北地区2件、久米地区8件の計17件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第25号の説明は以上です。
日笠会 *	長	はい、ありがとうございました。今議案第25号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。 はい。
日笠会 *	長	よろしいか。 はい。
日笠会 *	長	はい、賛成の方は挙手をお願いします。 多数、挙手
日笠会 事務局（津山）	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。 はい、失礼します。それでは、報告第5号について説明します。議案書のページは20ページから21ページです。今回は、相続によるものが5件31筆となっております。 1-3・1-4については、一部無断転用とみられる農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第5号の説明は以上です。
日笠会	長	続いて、報告第6号農地改良届出書の受理について、報告第7号農地転用届出書の

事務局（津山） 受理についてをまとめて説明して下さい。

はい、失礼します。報告第6号と第7号の説明を致します。議案書のページで申しますと、22ページです。今回は、改良届1件と転用届1件です。

改良届の1-1は、1筆の農地が3枚に分かれており、その内の小さい2枚を1枚にして広くするものです。

転用届の1-1は、農業用倉庫を設置するというものです。報告第6号と第7号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

\* これでは、これでもちまして6月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。

日笠会長 \* ありません。

日笠会長 \* ありませんか。

日笠会長 \* はい。

事務局次長 無い様でしたら、事務局の方から次回の開催連絡をお願いします。

事務局次長 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の7月の定例委員会ですが、7月11日月曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の7月の定例委員会ですが、7月11日月曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。それに伴います現地調査ですが、7月7日木曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思います。各地区の担当委員さんを申し上げます。

津山地区につきましては、7番大山委員さん、14番坂本委員さん、15番福田委員さんをお願い致します。

加茂・阿波地区につきましては、36番寺元委員さん、11番竹内委員さん、12番只友委員さんをお願い致します。

勝北地区につきましては、27番内田委員さん、28番赤堀委員さん、33番尾島委員さんをお願い致します。

久米地区につきましては、8番松岡委員さん、10番植本委員さん、13番光成委員さんをお願い致します。次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

日笠会長 \* はい、ありがとうございました。

木下会長代理 \* それでは、これでもちまして6月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。

\* お疲れ様でした。

（15：05 終了）

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---